

札幌市基金条例の一部を改正する条例案

令和 5 年（2023 年）2 月 13 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市基金条例の一部を改正する条例

札幌市基金条例（昭和 39 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 4 項を加える。

- 6 令和 15 年 3 月 31 日までの間に限り、積立基金として、退職手当の支給に必要となる財源の安定的な確保に資するため、札幌市職員退職手当平準化基金を設置する。
- 7 札幌市職員退職手当平準化基金の運用から生ずる収益は、当該基金に編入するものとする。
- 8 札幌市職員退職手当平準化基金は、退職手当の支給に必要な場合において、予算の定めるところにより、これを処分することができる。
- 9 札幌市職員退職手当平準化基金について第 2 条第 3 項又は第 3 条の規定を適用する場合においては、第 2 条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「附則第 6 項から第 8 項まで」と、「各基金」とあるのは「札幌市職員退職手当平準化基金」と、第 3 条中「前条第 1 項各号に掲げる区分に従い積立基金」とあるのは「札幌市職員退職手当平準化基金」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 15 年 3 月 31 日において札幌市職員退職手当平準化基金に残額があるときは、その残額を札幌市基金条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する財政調整基金に編入する。

（理 由）

定年の段階的な引上げの期間中における退職手当について、年度間の財源調

整を行うことにより、退職手当の支給に必要となる財源を安定的に確保することを目的として、札幌市職員退職手当平準化基金を設置するため、本案を提出する。